

## 京丹後市における空家等対策の推進に関する協定書

京丹後市（以下「市」という。）と、**関係団体名称**（以下「連携団体」という。）とは、京丹後市内における空家等対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、空家等がもたらす問題の解消にむけ、空家等の管理を所有者等が自ら適切に行うことを前提としつつ、安全でうるおいのある住環境の整備及び地域の活性化を図る観点により、市と連携団体とが相互に連携し空家等の増加の抑制、活用、措置等総合的な取組を推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に定める空家等をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

### （協力事項）

第3条 市及び連携団体は、第1条の目的を達するため、次に掲げる事項について互いに連携し協力するものとする。

- （1）市民や所有者等への啓発・相談に関すること。
- （2）空家等の発生予防や、適切な管理に関すること。
- （3）空家等の流通及び活用の促進に関すること。
- （4）空家等の権利関係に関すること。
- （5）空家等対策に必要な情報の共有及び発信に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

### （個人情報の保護）

第4条 市及び連携団体は、本協定を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 市及び連携団体は、本協定を通じて知り得た個人情報について、漏えい、窃取、滅失、毀損等の事故が生じた場合は、速やかに相手方に報告し、必要な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第5条 市及び連携団体は、第3条の規定により連携・協力により知り得た情報のうち、双方の協議において、秘密にすべきと判断された情報（公知のものを除く。以下「秘密情報」という。）に対し、秘密保持の義務を負うものとする。

2 市及び連携団体は、秘密情報を他に漏らしてはならない。ただし、正当な理由がある場合はこの限りでない。

(協議)

第6条 市及び連携団体は、第3条の規定による連携・協力の実施にあたり、十分な協議を行うものとする。

2 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合には、市及び連携団体が協議の上、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び連携団体それぞれが署名の上、各1通を保有する。

平成30年12月18日

京丹後市

市長

関係団体名称

代表者肩書

※公益社団法人京都府宅地建物取引業協会は、第七支部支部長との連名